

## 甲 對外政策

一、一切の不平等條約・領事裁判權・外人管理の關稅權及外國の支那國內に方ける一切の政治的權力にして支那主權を侵害するものは、皆之を取消し、新に双方平等互に主權を尊ぶの條約を訂結すること。

二、自ら一切の特權を放棄せんとする國家及支那の主權を破壞する條約を廢止せんとする者に對し、支那は之を最惠國と認むること。

三、支那と列強との間に締結せる其他の條約にして支那の利益を損するものは、之を改訂し、務めて双方の主權を害せざるを原則とす。

四、中國借る所の外債は、支那が政治上・實業上損失を受けざる範圍内に於て、保證並に償還すること。

五、支那國內に於ける責任を負はざる政府即ち賄選・竊賈に成る北方政府の如きものが借りたる外債は、人民の幸福を増進するに非ずして軍閥の地位を維持するものである。故に支那人民は償還の責任を負はず。

六、各省實業團(銀行界・商會等)・社會團體(教育機關等)を召集して會議を組織し、外債償還の方法を籌備し、以て債務困頓するに因り、國際的半殖民地の地位に陥ることから脱離するを求む。

## 乙 對內政策

一、中央及地方の權限に對しては均權主義を執ること、凡そ事務にて全國一致の性質あるものは、劃して中央に歸し、地に因り宜しきを制する性質あるものは、劃して地方に歸し、中央集權制或は地方分權制に偏せざること。

二、各省人民は自ら省憲法を定め、省長を選舉することを得ること、但し憲法は國憲と相抵觸することを得ず、省長は一面に本省自治の監督であり、一面には中央の指揮を受け、以て國家行政事務を處理す。

三、縣を確定して自治の單位とす。自治の縣は其人民直接選舉及官吏を罷免するの權、直接法律を創制及複決するの權あり。

土地の稅收・地價の増益・公地の生產・山林川澤の息・礦產・水力の利は皆地方政府の所有であり、用ひて地方人民の事業を經營し、育幼・養老・濟貧・救災・衛生等各種公共の需要に應じ、各縣の天然資源及大規模の工商事業にして縣資力が發展興辦する能はざるものは、國家が當さに協助を加ふべく、其得る所の純利は國家と地方とに之を均分す、各縣が國家に對する負擔は、當さに縣歲入百分の幾何を以て國家の收入とし、其限度は百分の十より少きを得ず、百分の五十より超すを得ず。

四、普通選舉を施行し、資產を以て標準とする階級選舉を廢除す。

五、各種考試制度を釐定し、以て選舉制度の窮を救ふ。

六、人民の集會・結社・言論・出版・居住・信仰の完全なる自由權を確定すること。

七、現時の募兵制度を改めて徵兵制度と同時に、下級軍官及兵士の經濟狀況を注意し、並に其法律上の地位を増進し、軍隊中に農業教育及職業教育を施行し、軍官の資格を嚴定し、軍官を任免するの方法を改革す。

八、地租の法定額を嚴定して額外の徵收を禁止し、茲に釐金稅等を廢止すること。

九、戸口を精査し、耕地を整理し、糧食の生産消費を調整し、民食の均足を謀る。

十、農の組織を改良し、農民の生活を増進す。

十一、労働法を制定し、労働者の生活狀態を改良す。

十二、法律上・經濟上・教育上・社會上男女平等の原則を確認し、女權の發展を助く。

十三、教育の普及を勵行し、兒童本位の教育を發達せしめ、並に高等教育費を増し、其獨立を保障す。

十四、國家より土地法・土地使用法・土地徵收法及地價稅法を規定し、私人所有の土地は地主より

之を評價して政府に報告せしめ、國家は其の價格に對して徵稅し、並に必要と認むるときは其

評價によりて買收することを得。

十五、企業の獨占的性質あるもの及私人の力を以て辦理すること能はざるもの、例へば鐵道・航路等は國家に於て之を經營管理す。

以上擧ぐる所の細目は、最少限度にして、差當つて支那を救濟する第一方法である。

又孫文は閉會詞に於て、本黨の政綱は三民主義を實行するの節目であり、我等が三民主義を實行せんには、中國の現狀に照し、人民の要求に應せん爲に、之が政綱を規定したのである。人民は爲し得ぬから我等が代つて爲し、人民に權利がないから我等が代つて爭ふのである。三民主義は人民の爲に設くるもので、是れ人民の幸福を求むるを目的とし、我等從前の革命は三民主義の爲に犠牲となり、人民幸福の爲に犠牲となり、即ち政綱は人民の要求に依つて規定するものであり、人民の新舊要求に應じて政綱も定めるのである。但し人民の要求も短期間中には大變動はないから、政綱を訂定するには少くとも一年の經過を要す、故に新見解があらば須らく明年開會の第二次大會の時に修改すべきである。

尙大會に於ては總裁制を委員制に改め、同年一月二十八日に可決した國民黨の憲法たる國民黨總章を以て孫文を總理と定めたが、孫文は事實上依然總裁であり、執監委員の中には政見を異にした國共兩黨の存する外に、政治に理解なき客軍の將楊希閔・劉震寰等の輩も加はり、頗る不徹底の組織

であつた。而して孫文は北上前多くは國內の討征及北伐の畫策に没頭したので、黨務の進捗を期することが出來なかつた。但し改組後はボロヂン始め多數露國人を軍事及政治に参加せしめ、聯露方針は益々確立し、孫文は「今日の革命は露國を學ばずば可ならず」、「我黨今後の革命も露を師とせずば成らず」と唱へて居た。一方同年（一九二四年）五月三十日の露支協定前、カラハンはボロヂンを介して孫文に對し、曩の北京政府より破棄を宣明された同年三月十四日王正廷との間に調印した條約文を孫文に呈示し、承認を求むる所があつた如くである。

## 第四章 孫文死後の廣東國民黨

### 第一節 廖案と蒋介石のクーデター

國民黨の内訌殊に左右兩系の暗鬭は、孫文死前北京前後會議當時より萌芽を發し、當時國民黨の張靜江・鄒魯・居正・楊庶堪・徐紹楨・郭泰祺・柏文蔚・蔣作賓・傅秉乘・陳友仁・謝持・徐謙等の連中は北京に集つて居つたが、三月十二日偉大なる統率者の孫文なき後に漸次分裂を見るに至つたのである。是等中堅人物の一部は南下し、反共派の獨自由・馬君武等一派は北京に止まつて同年二月末國民黨から脱退し、別に國民黨同志俱樂部を組織し、理事六十名を互選したが、多くは入黨の意思を表示しないものや又は跨黨分子を含み、其結束は鞏固でなかつた。

一方廣東に於ては國民黨改組後、廖仲愷は共產國民黨の牛耳を執り、左傾派の領袖として中央執行委員であり、國民政府の財政部長となり、軍政・財政の統一、禁煙・禁賭、軍隊の改編、工農政策の進捗、省港罷工の幫助等新政策を著々實行しつゝあつたが、偶々八月二十日國民黨中央執行委員會に於て射殺された。其下手人は反共產派の使嗾に出でたものと認められ、魏邦平・張國楨・梁鴻楷・楊錦龍・梁士鋒等軍官の外胡漢民・許崇智等幹部も嫌疑を受け、蒋介石は二十五日にクーデターを實行し、梁鴻楷軍の武裝を解除し、梁を謀叛人として死刑に處し、胡漢民は黃埔に拘留され、九月に

は露國に送られ、許崇智は粵軍總司令國民政府軍事部長の職を褫はれて廣東を去り、魏邦平・伍朝樞等は廣東を逃れ、李福林軍の如きは降参し、廣東は完全に左派の勢力に歸した。

## 第一節 西山議會の開會

之に對して國民黨を共產黨より救ひ出し、孫文主義の正統國民黨に還元せんとして居る反對派には、最右派に屬する所謂西山會議派及青年に依つて成り立つて居る孫文主義青年團があつた。

西山會議派は戴季陶（天仇）・張繼・葉楚僑・邵元冲・沈定・林森・鄒魯・覃振・茅祖權・居正・張知本・石青陽等であつて、民國十四年十二月二十三日北京の郊外西山に會合し、其中央執行委員會に於て、(一)國民黨より共產黨を排除し、(二)廣東政府の政治顧問ボロデン及軍事顧問ガロン等を解雇し、又は中央執行委員の上海移轉等を決議し、又翌十五年一月廣東に開催さるべき第二次全國代表大會をも否認したのである。

國民黨同志俱樂部は西山會議に對して贊同の意を表した、然るに廣東側は西山會議派に向つて其黨員の處分を決して居る、其決議は、(一)謝持・鄒魯二人は西山會議の發起人故に永遠に黨籍から除名し、(二)覃振・石瑛及茅祖權其他總て北京同志俱樂部に入る者は、二箇月以内に脱退することを聲明し、聽かざれば除名し、(三)桂崇基・周佛海・劉啓明・沈儀彬・劉廬隱・馬超俊・郎醒石・袁世斌・黃季陸等許可なくして假政府の閣員となりしを以て除名し、(七)戴季陶に對しては反省を促すこととした。

## 第三節 國民黨第一次全國代表大會開催

第二次全國代表大會は一年後の十四年一月開催の筈なりしが、孫文北上病死の結果、黨人の動搖其他政情に依り、漸く十五年一月に至り廣東に於て開會し、長文の宣言を發布した。第一に世界の現狀に於ては國民革命の目的は、中國の自由平等を求むる爲に在り、中國をして不自由不平等ならしむるものは不平等條約の束縛である、不平等條約の束縛を中國に加ふるものは帝國主義である、故に帝國主義を打倒するは實に國民革命の第一工作とす、而して帝國主義を打倒するの必要なる方法は、總理遺囑中にある「民衆を喚起し及び世界上平等を以て我を待するの民族は能く其自力を以て帝國主義を打倒し、自ら平等を致すと同時に平等を以て我を待す蘇俄の如きである、我と同じく帝國主義壓迫の下に在り、相共闘する」ので、所謂平等を以て我を待するの民族は能く其自力を以て帝國主義を打倒し、自ら平等

に努力して以て帝國主義を打倒するを期するは、一切の殖民半殖民地の被壓迫民族の如きである。是等民族は平等の觀念に對して二あり、一自ら平等を求む、二同時に他人の平等を求む、此の二觀念を合す、故に民族運動と國際運動とは實に相須つ、而して民族主義と國際革命主義とは、其内容は實に一致を爲すと述べ、更に諸帝國主義國家及被壓迫民族の現情を説明して居る。

第二に中國の現狀に於ては、「軍閥・官僚・買辦・土豪」を擧げ、此四者は帝國主義者の心目中に在つては實に應用の工具であるとし、其實例を示し、中國現在の救治方法として、對外的には帝國主義を打倒すべく、其必要的手段は、(一)世界革命の先進國と聯合し、(二)世界上一切の被壓迫民族と聯合し、(三)帝國主義者本國內大多數の被壓迫人民と聯合するに在りとし、對内的には一切帝國主義の工具である軍閥・官僚・土豪・買辦階級を打倒すべく、其必要的手段は、(一)人民の軍隊を造成し、(二)廉潔の政府を組成し、(三)國內新興工業の保護を提倡し、(四)農工團體を保障し、其發展を扶助するに在りとして居る。

第三本黨努力の經過に於ては、第一次大會閉會以降軍事政治に關する努力の經過を述べて居る。而して通過した決議案中には、後に述ぶるが如く、國民黨の政綱として多數事項に亘つて居る、同時に大會の名を以てソヴィエトロシア人民委員會並に全ロシア國民宛に帝國主義を打倒し、中國革命の完成に援助せられんことを乞ふ旨の依頼狀を打電して居る。

又大會に於ては、同月開會した執行委員の改選を行つた。中央執行委員三十六名(第二期二十四名)、候補委員二十四名(第一期十七名)とし、監察委員十二名(第一期の一名)、候補監察委員八名(第一期五名)とした。其人名を得票順に擧ぐれば、汪精衛の最高點を始めとして、下記の如くである。

#### 一、中央執行委員

「委員」 汪精衛・譚延闔・蔣介石・胡漢民(三氏同點)、譚平山・宋慶齡・陳公博・林祖涵・恩克巴圖・于右任・程潛・朱培德・徐謙・顧孟餘・經亨頤・宋子文・柏文蔚・伍朝樞・何香凝・丁惟芬・林祖涵・戴天仇・李濟深・李大釗・于樹德・甘乃光・吳玉璋・李烈鈞・陳友仁・王法勤・楊匏安・惲代英・彭澤民・朱季恂・劉守中・蕭佛成・孫科

「候補委員」 白雲梯・毛澤東・許鮎魂・周啓剛・夏曦・鄧演達・韓麟符・路友字・黃賓・董用威・屈武・鄧穎超・王樂平・陳嘉祐・朱震青・丁超之・陳其瑗・何應欽・陳樹人・褚民誼・繆斌・吳鐵城・詹大悲・孫科

#### 二、監察委員

「候補委員」 吳稚暉・張靜江・蔡元培・古應芬・王寵惠・李石曾・邵力子・高語罕・柳亞子・陳果夫・陳璧君・鄧潭如

「候補委員」 黃紹雄・李宗仁・江浩・郭春濤・李福林・湯雲超・鄧懋修・謝春

前記委員中第一會代表大會時に選任せられたものにて再選された汪兆銘・譚延闔・胡漢民・譚平山・恩克巴圖・于右任・柏文蔚・丁惟芬・戴天仇・李大釗・于樹德・李烈鈞・王法勤・毛澤東・韓麟符・吳稚暉・李石曾・鄧澤如等の外は皆新委員であり、西山會議派の大部は除名された。孫科・伍朝樞・譚延闔・于右任・程潛・朱培德・李濟臣・柏文蔚・陳友仁・李烈鈞等の外は何れも左傾派である。孫文未亡人の宋慶齡・廖仲愷未亡人の何香凝・汪兆銘夫人の陳璧君及鄧穎超等の錚々たる婦人黨員もあり、又廖仲愷暗殺事件に崇つた胡漢民・吳鐵城、西山會議で反省を促かされた戴天仇の如きも加入して居る。

中央執行委員會に於ては、更に常務委員として汪兆銘・譚延闔・譚平山・蔣介石・林祖涵・胡漢民・陳公博・甘乃光・楊匏安の九名を選び、監察委員の常務委員には、張靜江・高語罕・鄧澤如・古二芬・陳璧君の五名を擧げて居る。

一月二十三日中央執行委員會の中心機關各部長には、宣傳部長に汪兆銘、工人部長に胡漢民、組織部長に譚平山、農民部長に林祖涵、商民部長に宋子文、青年部長に甘乃光、海外部長に彭澤民、婦女部長に宋慶齡を選任した。

#### 第四節 中山艦事件と黃埔學會の暗鬭

孫文の三民主義を遵奉する右派青年學徒から成る孫文主義學會は、共產黨及左傾派元老株に反抗

して立ち、曩に北京に於て學校を設立し、又は機關紙を發行し、三民主義の宣傳に從事して居たが、黃埔の軍官學校に在つても、十四年以來共產主義青年團である青年軍人聯合會に對して暗鬭を生じ、遂に十五年三月二十日に中山艦事件を勃發したのである。

十五年春蔣介石汕頭の出征地より歸來後、廣東の政治は依然汪精衛が専ら指導の任に當つて居たが、黨事糾紛軍事風紀日に廢弛の傾向があり、共產非共產の思潮益々反目し、蔣介石は革命事業進歩上頗る憂忠すべきものであるとし、汪精衛と青年軍人聯合會及孫文主義學會の聯歡會を軍官學校に設け、團結を謀らんとしたこともあつたが、約の如く來會者もなく不成功に終つた。

三月十八、九日頃廣東の最大艦である中山艦及寶璧艦は黃埔に游航し、中山艦には海軍處長代理李之龍(當時處長は露人 Semenoff)が乗り込み、廣東の蔣介石に向つては不可解の電話を以て黃埔に來否を問合せなどし、一方黃埔に於ては蔣介石からの反革命派鎮壓の命を裝ひ、蔣介石直系の孫文主義學會を倒潰せんとし、政治委員鄧演達に即時乘艦を強要した。鄧の通報に依つて共產派の陰謀を知つた蔣介石は翌二十日朝に至り、疾風迅雷的にクーデターを實行し、黃埔に在る黨軍に命を下し急馳廣東の罷工團本部・露人俱樂部・海軍局等を包圍搜索し、珠江碇泊中の中山艦をば他の諸艦をして監視せしめ、李之龍始め陰謀の嫌疑者六十名を逮捕した。越へて二十二日には國民政府は市民の疑惑を解く爲に、海軍局長歐陽琳故なくして職を離れ、艦隊驟に統卒者なく中山艦に不規則の行

動發生せしを以て、政府は嫌疑者を逮捕した旨の布告を出した。

此政變發生の眞情は今日と雖も尙判明しない點がある、當時表面上の事由として殊に共產系の辯護に從へば、主因は孫文主義學會の陰謀に依り、副因は極少數の共產黨人物の言論や行動の粗忽であり、敢て蔣介石が共產派を撲滅し、赤露の勢力を驅逐する考でないことが知れ、蔣介石は一時の誤會を悔悟したと云ふが如く（中國青年誌第百二十三期）、現に逮捕された李之龍其他共產派は後に釋放されたのが（李之龍は黃埔に監禁されて居たが、後北上中のボロデンが歸廣して釋放された、最近（十七年二月）廣東に潜入し、李濟臣の爲に陰謀者と見られて銃殺されたのである。罪状は漢口方面共產黨の命令に依り、廣東に於て第二暴動を企つて目的を有した爲と云ひ、又は由來軍官學校の一期生であり、蔣介石の手先となつて海軍々艦方面に策動せんが爲であると云はれて居た）、當時共產派及反共產派間の反目は比較的に根底が深く、黃埔軍官學校及廣東國民黨を通じて漸次倒蔣運動が萌芽して居つたと同時に、軍隊方面に於ても廣東軍に對する廣西軍又は保定派軍官の策動も手傳つて居り、共產黨一派が左傾派の首領汪精衛を慾憑して中山艦に蔣介石を引き入れて暗殺し、似て非なる蔣介石一派の所謂赤大根（レヂスカ）を一掃せんとした爲であると云ふ説は、或は事實に近きものと見るべきが、現に汪精衛は蔣介石の獨斷的クーデターに對し不滿を抱き、憤然として佛國に去つたのである。當時蔣介石自身も此政變の事情に就ては、多くの人我等を離間せんと

想ひ、各種の謠言を造成し、固より多くの間接的因果あり、多くの事實に依つて之を證明することを得、我等の團體が穩固なる能はずして三月二十日の事件を發生した、「若し我等の團體が強固ならば、外面如何に挑撥するも其目的を達せず、只我等の内部團結の精神が遠く從前に及ばず、遂に外人をして挑撥離間の機會を得せしめた」、「今回の事實は只我死するの後に完全に發表し得べし、其内容は甚だ複雜である、萬々想到し得ざる事情は都て革命史上に表現することである」、「三月二十日の事件未發以前に一派の人あり、我を誣陷し、並に本校を折散せんとしたし、一種の空氣を造出し、校長は不革命的であるとし、我に反革命の罪惡を加ふ」、「我汕頭より廣州に回到した後に、一種の倒蔣運動あり、無論本校の裡或は本軍の裡に都て一種不良の空氣あり、軍隊内の官長をして反叛せしめ、又利祿を以て我等の官長を引誘した」と述べ（關於中山艦案對全體黨代表演說詞）、又「當時の情形其餘の話は現在發表すること能はず、要するに現在の事情は還つて十分明白にすることを得ず、我亦之を十分追求するを願はず」と云ふて居る（席問答陳同志問李之龍看管的情形）。

蔣介石は政變後の善後策に就いて苦心し、三月二十九日兩派の學生を集めた席上で、國民革命の將來を憂慮し、激怒叱咤して兩會の解散を宣した。當時蔣介石は軍官學校各期同學及同志に告ぐるの書に於て、「三月二十日の事變を醸成し、竟に破裂して挽救の方策なきに至り、二年の苦心諸烈の赤血泡影ど成る、本校の光榮黨軍の成績乃ち此「内部破裂」四字の爲に、革命歷史上に無窮の斑點を

貼す、悲まざるべけんや」と述べた。一方青年軍人聯合會は表面自發的に解散を聲明し、其事由を

陳述して、「十四年來各軍政治部已に完全に成立し、各軍の政治理文化教育の工作、前年は青年軍人聯合會に在つて尙拾遺補缺の效ありしが、今は各軍政治部已に完全に擔任する故に、青年軍人聯合會の工作已に久しう、收束期中に在り、本年一月改組に及び、更に青年軍人聯合會存在すべきなく、目前解散の必要理由は、(一)軍隊組織の強固は指揮統一に在り、各軍部分加入せしめば、軍隊中に在つて兩個不同の意見あるに至ること、(二)青年軍人聯合會の工作は、本と政治工作の一部とす、軍隊の協同一致に碍あり、既に各軍均しく已に政治部を設置し、此項の工作を擔任すれば、本會は同じく駢指に似たること、(三)黨員に屬し、各黨員の工作・言論・監察に對しては頗る周到ならず、之に因つて出入りも、現在黨の工作は繁重で、各黨員の工作・言論・監察に對しては頗る周到ならず、之に因つて出入する所多く、尤も宣傳方面を甚しそう、本會以前又力を各種工作に致すと雖ども、然れども自ら黨の監察時に及ばざるあるを知る、誠に舛誤なかざるを恐る、但し始は簡であるも、終に必ず鉅とす、此理由を以て本會は革命勢力統一軍人觀念の爲に駢技を取るなく、國幣濫費すべからざる見地より、特に自ら解散を決す」と云ひ、校長としての蔣介石に陳謝し、「圖らずも敵會職員卒ね青年言動偏激を免れず、年少氣盛心粗にして慮淺く、見大にして細の如く、舉重くして輕きが如く、青年の行徑之を擧げて皆然り、而して居心毫も城府なきは一なり、況んや梅縣の事責は李之龍の粗浮に在り、

聯歡會に到らざりし處は周逸羣(青年聯合會中央執行委員)の錯誤に歸す、徒らに小故に因つて略意見あり、初亦錯誤を生ず、是の如く大なるを知らず」と述べてる。而して孫文主義學會に對しては、「祇二三職員の言動幼稚に因つて、多く誤を貽し、遂に校長に憂を遣し、革命の累を爲し、今に至り之を思へば、能く痛心せざらんや云々」と云ふ書を致して居る。

一方孫文主義學會の解散通電には、「思想頑固の輩復た本黨改組後の意義を審にせず、共產派と積して相能くせず、糾紛迭々起り、凡そ總理忠實の信徒に屬するものは悚目傷心せざるはなし、團結の必要あるを感覺し、孫文主義を研究・信仰・宣傳するを號召とし、本黨の理論基礎を發揚鞏固にするを謀り、以て黨中一切の幼稚頑固の病を匡正し、且つ進んで黨中の敗類を肅清するを謀り、本黨を整個にし、力量あるの黨とし、總理四十年革命の事業を繼續して辜負せざらしめんとし、本校同志學會の發起あるに因つて、蔣校長及廖前黨代表の賛許を蒙り、能く自ら歴史的使命を負ひ、扶植提携餘力を遺さず(中略)、去年夏間軍梅縣に次し、適々總理京に在つて薨逝し、噩耗傳來し、學會の同志考妣を喪ふが如く、既に偉大の領袖を失ふを悲み、復た本黨基礎の固からざるを憂ひ、益々學會組織成立の必要あるを覺え(中略)、冀くば至誠を以て同志同學間親しく手足の如く、同じく總理忠實の信徒たり、本黨の生命を繼續し、總理軍校を創立したる苦心に負かす、以て革命の大業を完成するを庶へしが、圖らざりき一年以來事願と違ひ、學會唯一の指導的領袖廖前黨代表復た去年

八月二十一日黨中の反革命派の手に狙せられ、黨中の基礎驟かに更に搖動し、非なる言論耳に充ち、學會の同志乃ち國民革命週刊の設立あり、黨中の言論を匡正するを冀ふ（中略）、遂に去年末成立時、謠諑繁興し、學會同志自ら黨に忠たる誠心を問ひ、天日に質すべく、是非自ら公論あり、謠諑平息しがたからず、本會同志祇た本黨本軍に利益ある者を認め、生死を問はず、然れ共道高一尺にして魔高一丈、遂に疑を本會に致し、本會を恨み、本會を破壊する者紛々として至り、沓として來り、謠諑且益々加ること甚し、加ふるに京滬等に復た同様學會の設立あり、名同じく質異なるあり、本會は早く已に通電して之を否認す、事實昭然辯柝に難からず、然し本會を利用し離間中傷し以て我革命の基礎を破壊せんとする者、仍續出して第らず、以後學會は本と本黨革命の信徒を團結するを以て始とするも、謠諑に因つて革命者を離散せしむ、特に本會を自ら取消して以て造謠者の對象を杜絶す云々」と述べ、蔣介石に對しては、「夫れ學聯兩會は均しく鈞座及廖前代表の扶植に由りて成り、亦均しく本校同學の發起する所に係り、本と畛域なく、何んぞ紛争を來さんや、兩會の刊物をも絶へて一言の互に相謗毀するものなし、同志間に思想上の衝突あるを聞く、敵會同人は認めて思查する想未だ成熟せざる時に在つて、常に有るの現象で、以て兩會の衝突を證するに足らずとなし、即ち梅縣の事及黃埔聯歡會の成立せざるは、自ら責任を負ふ者のあるあり、同人等は素より個人問題を以て全體を牽涉せず、但し兩會が均しく能く至誠孫文主義を實行する者を求め、本黨及鈞座提

携指導の下に於て革命の大業を完成せん、決して小節を以て大局を誤らざるを決せり、然れども一年以來同志思想上の衝突迭々起りて糾紛し、個人問題往々牽涉して兩會に至り、遂に重ねて鈞座に憂を貽す、同人等誠に其罪を辭する能はず云々」と辯護陳謝の意を表して居る。

蔣介石は前記聯合會の自發的解散に關して、今共產分子本軍内部の糾紛を免除するが爲に、均しく願ふて一律に自動的に退出し、同時に他種の工作上に共同奮闘するを期したのは、其態度の光明磊落實に吾同學將士の欽佩する所と賞讃した。而して蔣介石は善後策に就ては、黨代表に對する演說に於て、一個の團體間に兩個の主義があれば、必ず衝突を來す、共產分子が國民黨に加入し、國民黨の三民主義を招牌とし、暗々裡に共產主義の活動をなすには、獨り三民主義を破壊するばかりでなく、又共產主義に叛反し、國民黨に加入了本意を没却し了るものである、又國民黨の領袖は總理一人あるのみで二個の領袖を認むることは出來ぬ、若し二個の領袖を信奉せば一は假偽で眞實のものでないことになる、現在中國の革命情形は三民主義に有利なれば、又必ず共產主義に有利である、故に吾人は三民主義に於て無益の事を爲すべからざると同じく、共產主義に於ても亦無益のことを爲すべからず、換言すれば共產主義に反するは即ち三民主義に反する、又三民主義に忠ならざるは即ち共產主義に忠ならざるものであり、三民主義を汚穢するは自己共產主義に反対するに異なる所がないと云ふ調和的意見を吐露して居るが、依然國共兩黨が相並び、一個の團體中に二個の

主義があり、國民黨内に二個の領袖あるを免れぬので、既に分裂の兆あり、當時清黨必要の機運に到達して居つたのである。

## 第五節 黨務整理案

汪精衛去るの後、蔣介石は軍事の外に政務に於ても亦首腦者の地位に立ち、國民黨は國民革命進行の爲に黨務整理の必要を認め、五月十五日中央執行委員會第二次大會を開催し、共產黨側の若干讓歩を條件として國共兩黨の妥協を遂げたのである。

大會に於ては四十餘名の委員出席し、蔣介石・譚延闇・譚平山三名を主席團に擧げ、譚延闇・蔣介石・孫科・朱培德・宋子文・陳公博・林祖涵・甘乃光・伍朝樞等九名連名の下に國民黨々務整理案を提出し、次いで蔣介石より國共兩黨協定辦法案を提議し、二案とも字句修正の必要を認め、審查會に附し、主席團は審查委員に蔣介石・譚延闇・譚平山・孫科・張人傑・于樹德・顧孟餘等七人を指名した。黨務整理案の要領は、下の如くである。

- (一) 國共兩黨の關係を改善す。
  - (二) 共產黨及其他政黨に入黨して居る國民黨員にして(跨黨員)國民黨の黨是に反する行動又は言論あるものあれば、黨は嚴に糾正す。
- (四)(三) 國民黨々規及統一機關の權力は、絶對に犯すべからず。
- (四) 國民黨に加入せる共產黨員の國民黨に於ける地位とその意義を確定すべし。
- 次に審査を了した國共兩黨協定辦法案を擧ぐれば、左の如くである。
- (一) 共產黨はその黨員に向つて國民黨に對する言論及態度を改善すべきを訓令し、他黨員にして本黨に加入せるものは三民主義に對し、懷疑或は批評を加ふることを許さず。
  - (二) 共產黨は國民黨に加入せる共產黨員全部の名簿を國民黨中央執行委員會に交付すべし。
  - (三) 共產黨員は本黨中央機關の部長に任ずる能はず、最高黨部(中央省特別市)の執行委員に任ずるときは、總委員數の三分の一を超過する能はず。
  - (四) 國民黨の黨籍に屬するものは、黨の許可を得るに非れば、國民黨の名義を以て會合を召集することを得ず。
  - (五) 國民黨の黨籍に屬する者は、最高幹部の命令を得るに非れば、別個の組織及行動を爲すことを得ず。
  - (六) 共產黨の該黨員に發する命令は、先づ聯席會議の通過を俟つて發すべし。
  - (七) 國民黨員は脱黨の許可を得ざる以前に他黨に入るを得ず、脱黨して共產黨に入る者は再び國民黨に加入するを得ず。

(八) 黨員にして以上各項に違反せるときは、直にその黨籍を取消し、或は其犯行の程度に従して懲罰すべし。

而して本黨内部の紛糾を除く爲に、特に國共兩黨の聯席會議を組織することゝし、前記二案と共に大會に於て決定した。

聯席會議組織法案は下の通りである。

- (一) 本會議は國民黨員五名、共產黨員三名を以て之を組織す。
- (二) 本會議の議事範囲は兩黨の紀律違反及兩黨の紛糾を審査し、並に兩黨に關係ある各事項を協定す。

(三) 本會議の代表は、其黨を代表する全權を有す。

本會議は、第三インターナショナル代表を招聘して顧問となすことを得。

- (四) 本會議は、國民黨主席會議の議決案に對して満足せざるときは、大會に附して複決せしむることを得。

(五) 本會議代表の任期は一箇年とす。

聯席會議の代表者としては、國民黨側は蔣介石・譚延闔・胡漢民・孫科及朱培德の五名、共產黨側は譚平山・顧孟餘及于樹德の三名を選定したのである。

前記國共兩黨妥協成立後は、國民黨同志は國共兩黨合同し、帝國主義及軍閥打倒方針の下に、第

一の手段として北伐の完成を期した。爲に共產黨は専ら農工及民衆運動に力を注ぎ、却つて北伐に反対の氣勢を示し、融合の實を示さなかつたのである。

## 第六節 中國々民黨の建設

### 中國々民黨 第一 黨 治 主 義

中國々民黨は、黨を以て國を治むの主義に基く民主的集權制の革命黨である。政府は國民黨の管轄に屬し、軍權は固より一切の政權は黨の支配を受け、各種の行政及制度は總て黨化政策の下に歸す。從來の所謂開明的專制に比せば、(一)開明的專制が一人を基礎とするに對し民衆を基礎とし、(二)開明的專制が民衆を宰制するに對し民衆を領導し、(三)開明的專制が一人の支配慾を代表するに對し民衆の利益を代表するを原則とする(汪精衛)。

國民黨は革命黨であるが故に、普通の政黨と異り、政黨の理論を適用することは出來ぬ。政黨は國權の下に在りて現行法律上の選舉方式に依り、其主義を達成するを目的とする、即ち相對的權力を有するに對し、國民黨は國權の上に在りて絕對的權力を有し、現行法律外の革命方式に由り、其主義を實現するを目的とする、即ち革命黨として國體を變更し、國家を創造する、但し無政府主義の政團又は共產黨と異なる所がある。今共產黨との比較を構成上より見れば、(一)共產黨は一階級即ち無

產階級の黨であり、他階級が共產黨に加入すれば亦無產階級に化合し、其階級的成見感情を保持して各階級の利益を擁護することが出來ず、總て無產階級の利益と力量とを以て中心とせねばならぬに反し、國民黨は多數階級黨で、即ち農・工・商・學等諸階級が國民黨に加入せば、一方各階級の共同的利益を擁護し、共同の力量を團結し、同時に共同の利益を妨害せぬ條件の下に各階級は又自己階級の利益を要求し、自己階級力量を團結するの權利がある。(二)共產黨の構成は國際的であり、中國共產黨は獨逸其他の共產黨と同じく總て第三インターナショナル(國際共產黨)の一個支部に屬し、中國共產黨に加入するものは支那人に限らざるに反し、國民黨の構成は國家的であり、即ち一獨立的組織であるから、中國々民黨に加入するものは支那人に限るものとす。(施存統中國々民黨的組織和訓練)。

## 第二 中國々民黨の黨制

中國々民黨の黨制は、民國十三年一月改組當時の第一次全國代表大會及十五年一月の第二次全國代表大會を通過した中國々民黨總章を以て黨員・組織・任期・紀律・經費・黨團等に關して定めて居る、左に其大略を述ぶ。

### 一 組織系統

中國々民黨の組織系統は、普通黨部及特別地方黨部に分れ、各部に代表大會並に執行委員會を設

ぐることにして居る。

普通黨部組織は、中央黨部以下區分部迄下の如く五階級ある。

(總章第八條)

- (甲) 全 國 中央黨部 全國代表大會 中央執行委員會
- (乙) 全 省 省黨部 全省代表大會 全省執行委員會
- (丙) 全 縣 縣黨部 全縣代表大會 全縣執行委員會
- (丁) 全 區 區黨部 全區黨員大會 全區執行委員會 或代表大會
- (戊) 區分部 區分部黨員大會 區分部執行委員會

特別地方黨部は左の三種に分たる。(總章第十三條乃至第十八條)

- (一) 特別區黨部 (熱河・察哈爾・綏遠等の特別區域其他蒙古西藏青海等) 及特別市黨部 (廣東・上海・漢口・北京等) (省と同級)
- (二) 重要市鎮黨部 (縣と同級)
- (三) 國外黨部 總支部・支部・分部・通訊處(總支部は省、支部は縣、分部は分部、通訊黨は區分部と同級)

特別黨部に關して、後に特別黨部組織通則を以て別に定むる處があり、總章第十四條及第二次全

國代表大會中央黨務總報告決議案第三項の規定に依り、中央執行委員會が隨時特別事情に從つて之を組織し、特別黨部は其性質範圍に依り中央に隸屬するを特別黨部とし、省又は特別市に隸屬するを特別區黨部とす。但し中央に於て特別情形ありと認めたときは、隨時中央が之を直接管轄することゝする。特別黨部の組織は職業又は產業別の性質を有し、區域は一省或は地方に屬せず、中央が特別情形ありと認めたるもの者、例へば海員總工會・京漢鐵路總工會・國民革命軍事等の特別黨部とし、特別區黨部の組織は同性質なれ共、區域較小にして特別情形ありと認められたもの、例へば中央特別區黨部・膠濟鐵路總工會等とし、特別黨部の級位權能は省に同じく、特別區黨部の級位權能は縣に同じく。兩黨部の基礎組織は區分部とし、情況に依り更に小組を設くることを得、小組の入數は定限なきも三人以上とす。特別黨部構成の級數は通常五級とし、特別區黨部構成の級數は通常三級として居る。尙又國民黨直接の團體に非ざる機關である工會・俱樂部・會社・商會・學校・各議會に於ても、黨員に依りて黨團を組織することにして居る。(總章第八十條乃至八十七條)

最高黨部は中央黨部國民黨の總本部で、廣東に之を置き、第二級黨部は省黨部・特別區域黨部・特別市黨部・國外黨部・總支部であり、中央黨部に直屬し、第三級黨部は縣黨部・重要市鎮黨部・國外黨部支部とし、第四級黨部は區黨部及國外黨部分部とし、最下級黨部は區分部とし、國民黨の基礎母體である國外黨部通訊處は、其地位同じとす。

## 二、權力機關

國民黨の最高權力機關は全國代表大會とし、毎年一回之を開會し、其職權は下の如くである。(總

### 章第二十五條第二十八條)

- (甲) 中央執行委員會及其他中央各部の報告を接納及採行す。
- (乙) 本黨の政綱及章程を修改す。
- (丙) 時事問題に對し、應さに之を取るべきの政策及政略を決定す。
- (丁) 中央執行委員・候補中央執行委員及中央監察委員・候補監察委員を選舉す。  
但し全國代表大會閉會中は、本黨の最高權力機關は中央執行委員會之を行ふ、其職權は下の如くである。(總章第九條第三十一條)
- (戊) 本黨の對外關係を代表す。
- (己) 各地黨部を組織し並に之を指揮す。
- (庚) 本黨中央機關報人員を委任す。
- (辛) 本黨の中央機關各部を組織す。
- (壬) 本黨々費及財政を支配す。

中央執行委員會全體會議は毎半箇年内に一回之を開會し、其閉會中は中央常務委員會(九名を以

て組織す)に由り、之が職務を執行する(總章三十三、三十四條)。故に實際全黨の活動を指導するものは常務委員會であると同時に、中央執行委員會は又宣傳・組織・農民・工人・商人・軍人・婦女・海外の八部を分設し、黨務を辦理して居る。就中組織部・宣傳部又は婦女部の如きを設けたのは、ボロデンの主張に依り露國の制を眞似たもので、國民黨の特色を發揮し、注目に値するのである。

中央執行委員會は、又別に特種委員會として政治委員會・教育委員會等を組織し、専門の調査研究に從事することゝして居る。(總章第三五條)

其後定めた政治委員會の組織條例に依れば、中央執行委員會特設の政治指導機關にし、中央執行委員會に對して責任を負ふ政治委員は、中央執行委員中より之を推任す、政治委員會に於て必要と認むるときは、同志を推任して地方に分會を組織することを得、政治委員會には委員若干名と豫備委員若干名を設く、政治委員會は互選に依り主席一人を定む。

中央執行委員會に對し、監察委員會の職權は下の如くである。

- (甲) 中央執行委員會の財政收入を稽核す。
- (乙) 黨務の進行情形及部員の勤怠を審査し、下級黨部に訓令し、財政と黨務とを審核す。
- (丙) 中央政府在職黨員の施政方針及政績が本黨の政綱及本黨制定の政策に適合するや否やを稽核す。

中央監察委員會は常務委員五人を互選し、中央執行委員會所在地に在つて職務を執行し、毎半箇年以内に全體會議を一回開會し、候補監察委員は會議に列することを得(總章三九條四〇條)。總章(第十九條乃至二十二條)には孫文を總理とし、全國代表大會及中央執行委員會には主席を置き、總理を主席として居つたが、孫文死後總理なきを以て本制度は適用なく、中央執行委員會の主席には蔣介石・汪兆銘又は其他黨員を充て來たのである。

省以下の最高機關は各代表大會又は黨員大會とし、閉會中は各執行委員會に由り其職務を執行する。但し全省代表大會は毎年一回、全縣代表大會は六箇月、全區黨員大會は毎月一回、區分部黨員大會は二週間以内一回之を開會することゝする(總章九條四十一條五十條六十一條六十七條)。而して各級黨部權力機關の職權は、下記の如くに同一でない。

省代表大會の職權は省執行委員會及本黨省機關各部の報告を接納及採行し、本省黨務進行の方策を決定し、省執行委員會並に監察委員を選出し、而して省執行委員會の職權は下の如くである。(總章第四四條四五條)

- (甲) 常務委員三人を互選し、祕書處を組織す。
- (乙) 全省各地方黨部を設立し並に其活動を指揮す。
- (丙) 該省黨機關報人員を任命す。

(戊)(丁) 本省機關各部を組織す。  
省内の黨費及財政を支配す。

縣代表大會の職權は省の例に準じ、縣執行委員の職權は常務委員一人を選舉し、日常の黨務を執行する外、又省の例に準する。(總章第五三條乃至五五條)

全區代表大會の職權は下の如くである。(總章第六一條)

(甲) 區執行委員會の報告を接納及採行す。  
(乙) 代表大會の代表及黨員大會の黨員は、會議内に在つて區內黨務の進行を報告し、黨務の困難を解決し及政治經濟の意見を發表す。

(丙) 黨員訓練問題及黨員補習教育問題。

(丁) 黨費徵收問題・縣執行委員會決議案の實行方法を討論す。

(戊) 該區執行委員及監察委員を選舉す。

區執行委員會の職權は下の如くである。(總章第六二條)

(甲) 區內各區分部或は其下の各特別黨務機關の活動事宜を指揮す。  
全區黨員大會或は全區代表大會を組織す。

(丙) 區分部を組織す、但し縣執行委員會の核准を經べきものとす。

(丁) 區内の黨費及財政を支配す。

區分部の權力機關である區分部黨員大會の職權は下の如くである。(總章第六六條)

(甲) 黨の決議を執行す。

(乙) 黨員に徵求す。

(丙) 區執行委員會を帮助し、黨務を進行す。

本黨の宣傳品を分配す。

黨捐(稅)を收集し、本黨の印花(印紙稅)・本黨の記念寫真・本黨の表記等を分賣す。

(戊) 出席—區大會縣大會の代表を選派し及省大會全國大會の代表を初選す。

(庚) 上級機關の命令を執行す。

區分部は執行委員三人を選舉し、區分部執行委員會を組織し、執行委員中より一人を互選し、常務委員として日常の黨務を執行す。(總章第六八條)

以上五種の權力機關は、各下級が上級に對して均しく黨の紀律及決議を執行すべく、但し法に依つて抗議を提出することが出来るから、集權的であると同時に民主的である。

### 三、區分部を黨組織

區分部は本黨の基本組織で、區執行委員會又は其他代理機關より之を組織し、或は自ら之を組織

し、縣執行委員會の核准を経べく、區分部の入數は定數なきも、但五人以上たるべしとす（總章第六五條）、即ち區分部がなくば黨はないのである、黨員の發表意見も皆區分部の意見が集合して居るものであり、區分部は黨意見の發源地である。

中國々民黨々員は性別を分たず、入党せんとする者あるときは本黨の黨綱を接受し、本黨の決議を實行し、本黨所轄の黨部に加入を志願し、時に依り黨費（一角）を納入する者は均しく黨員となることを得。入党の時には本黨々員二人以上の紹介に依り入党志願書を具し、區分部黨員大會の通過した區分部執行委員會の認可を経て黨員となることが出来る。（總章第一條第一條第七十八條）

國民黨々員數は、十五年五月國民黨中央黨部の發表に従へば、現在員總計三十一萬餘人が、其後增加して八十萬人と稱して居たが、漸次黨員を精選することにした。今上海市及廣東省に於ける種類別黨員を見るに、同年上海市黨部五千人中の比例は左の如くである。

學 生	三〇%
官吏軍人	一五%
勞動者	二五%
商人	五%
職 員	五%
其 他	二〇%

尙廣東省に於ては、全國第二次代表大會當時直轄各黨部に入黨し、登記済の者は十五萬八千八十一名（内女子千六百十九名）で下の通りである。

軍 人	二、四九〇人
警 察	二、一一九人
司 法	一七四人

左に前記組織の系統の圖表として掲ぐ。

教師	一、六三四人	農 業	六四、三五〇人	勞動者	三二、六二六人
商 業	一五、七三六人	學 生	三四、四七六人	其 他	四、五八〇人
合 計	一五八、〇八五人				



## 第三 中國々民黨の政綱

第一次全國代表大會の決議案として、政治報告財政に關するもの（財政の統一豫算の建立・租稅政策・銀行政策・幣制改良・公債政策及關稅政策）、軍事に關するもの、中央黨務報告・工人運動・農民運動・青年運動・商民運動・婦女運動・宣傳報告・宣傳に關するもの、黨報に關するもの等廣汎に亘つたが、十五年十月の中央及各省聯席會議通過の政綱は、從前民國十二年以降の政綱を一括し、一層詳細に各般の新政策を網羅して居る、故に左に之を列記することにする。

中國々民黨政綱（十五年十月中央及各省聯席會議通過）

## 一、一般に關するもの

## 甲、政治

- 一、全國政治上・經濟上の統一を實現す。
- 二、督軍・督辦等の軍閥制度を廢除す。
- 三、人民の集會・結社・言論・出版等の完全自由を保護す。
- 四、國內各種の民族は當然自決の權利を有す。
- 五、貪官汚吏を嚴懲し、廉潔政府を建設す。

## 乙、外交

- 丙、經濟
- 九、關稅自主。
- 一〇、釐金廢除。
- 一一、新稅額を制定し、苛捐雜稅を廢除す。
- 一二、全國財政を統一す。
- 一三、鐵路建築特に粵漢線の完成に注重す。
- 一四、道路修築。
- 一五、河道修治。
- 一六、新港灣建築特に黃浦港の完成に注重す。
- 一七、幣制統一。
- 一八、度量衡劃一。

一九、國家銀行を設立し、最低利を以て借款を忍び。農工商業を開發す。

二〇、累進所得稅を徵收す。

二一、地租改良。

#### 丁、教育

二二、教育改良。

二三、教育經費指定。

二四、一切の教會及外人私立學校は教育行政機關の立案を經るを要す。

二五、強制義務教育を普及し並に職業教育を提倡す。

二六、平民識字運動を勵行す。

#### 戊、行政

二七、戸口調査及生育・死亡・婚姻等の登記を實行す。

二八、土地測量及土地登記を實行す。

二九、各省に特別市と普通市を設立す。各省々會・通商大埠及人口二十萬以上の都市には特別市を設く。

三〇、鄉村自治を實行す。

三一、切實且計畫的に土匪を討伐す。

三二、期限を定めて阿片の吸食・販賣及栽培を禁絶す。

#### 巳、軍事

三三、黨代表制は必ず實行するを要す。凡そ軍・師・旅團部には必ず黨代表を派遣し置くを要す。

三四、黨代表の人才は一學校を設けて之を訓練するを要す。

三五、凡そ黨員は兵役に服するの義務あり。

三六、總司令部より一方案を擬し、黨員の兵役に服する法を規定す。

三七、軍事・政治・學校は黃浦を除く外、其他各省地方に之を設立すべし。

三八、一の中央軍事政治大學を設立す。

三九、軍事委員會と軍事部を設け、其委員會と部との關係は政治會議により之を決定す。

四〇、軍政・民政は權限を劃分すべし、軍政は如何なる方式を以てすとも民政に干渉せず、但し戰時戒嚴地帶に於ては、民政は軍政の指揮を受くるものとす。

四一、國防軍及省軍の豫算は詳細厳格に規定すべし、中央政府及省政府の行政需要を侵さざるを以て宜しこなす。

四二、中央黨部は革命勳章を規定し、革命に功勞ある將領及兵士に授與し、等級を分たず。

四三、革命軍の教育を普及す。

四四、軍事航空事業を發展す。

## 二、婦女に關するもの

一、婦女は法律上・政治上・經濟上・教育上及社會上一切の地位に於て、男子と同等の權利を有す。  
二、凡そ各機關に服務する婦女には、分娩時期に二箇月の休暇を與へ、平生通り給料を給す。

## 三、工業家に關するもの

- 一、海關保護稅策の實行を力求す。
- 二、政府公用品は先づ本國工場に注文購入す。
- 三、政府は新工業の發展を帮助するを要す。
- 四、政府は本國の工業に對し、稅制上の優越權を與ふべし。
- 五、工業協會を設立し、並に最短期間内に於て本國工業大會及國貨展覽會を廣州或は武漢に召集す。
- 六、中國に於ける外國工業の特殊權利を取消す（此等權利は中國工業をして競爭上不利の地位に立たしむ）。

## 七、工業學校を設立す。

### 四、商人に關するもの

- 一、政府は交通の安全を保障し、並に商旅を保衛すべし。
- 二、不當附加稅の徵收を禁止し、低價紙幣を力除す。
- 三、一般商人の利益に適合する商會法を重訂す。
- 四、奸商の金融操縱、糧食壟斷を禁止す。

## 五、學校教職員に關するもの

- 一、教職員の給料標準を提高し、特に小學校教職員の給料を提高す。
- 二、給料は毎月支給し、延滯するを得ず。
- 三、例暇及病暇期内は給料を支給せらるべし。
- 四、教職員の疾病・死亡・保險及養老年金を規定す。
- 五、各機關の職員及雇員に關するもの
  - 一、各機關職員及雇員の給料を規定す。
  - 二、給料は毎月支給し、延滯するを得ず。
  - 三、疾病・死亡の保險を規定す。

四、服務一定年限を過ぐれば、養老年金を受くべし。

五、一年に半箇月の休暇あるべく、休暇中は依然給料を受くべし。

### 七、農民に關するもの

一、小作料百分の二十五を輕減す。

二、土地稅則を統一し、苛例を廢除す。

三、饑饉の際は田租を免除し、並に期前收租を禁止す。

四、水利を改良す。

五、森林を保護し、並に期限を定めて各省の童山・荒山に森林を造成せしむ。

六、鄉村教育を改良す。

七、省縣農民銀行を設立し、年利五分を以て農民に貸付く。

八、省公有地は省政府より農民銀行に移し、其基金となす。

九、荒地は省政府に屬し、規定に依り貧苦の農民に分配す。

一〇、高利暴利を禁止し、最高利率は年利二割を超過せざらしむ。

一一、政府は墾殖事業の組織及發展を帮助すべし。

一二、政府は各種農民共濟組合の組織を帮助すべし。

一三、政府は法を設けて荒災を救濟し、並に荒災の發生を防止すべし。

一四、地租を豫徵するを得ず。

一五、政府は特種委員會を組織し、農民協會代表を參加せしめ、以て農民の不當課稅反抗及其他の不滿意事項を考察すべし。

一六、租契及抵當契約等の不等條件を禁止す。

一七、鄉村成年人民は一委員會を公組し、鄉村自治事項を處理す。

一八、農民は農民協會設立の自由を有す。

一九、農民協會の權力を保障す。

二〇、農民協會は農民自衛軍組織の自由を有す。

二一、農民に對する武裝襲撃を禁止す。

二二、請負小作制を禁止す。

### 八、工人に關するもの

中國工業(外人經營を除く)現狀の落後及其發展の遲緩は、中國が半殖民地の狀況に在り、且大多數人の經濟落後によるを以て、現在工業の可能範圍内に於て施行すべきものは、左の各項とす。

一、勞働法を制定し、以て工人の組織の自由及罷工の自由を保障し、並に工人虐待を取締り、特

に女工・童工の保護に注意し、兵工廠及其他政府軍用事業並に軍事に關する交通に關しては、別に勞工待遇條例を定むるを要し、國民の革命運動を妨げざるを以て標準となす。

二、工會法を制定し、工會の組織を改善し、工會間の衝突を免る。

三、労働時間を制限し、毎週五十四時間を超過せざらしむ。

四、例暇には休息を與へ、平生通り賃銀を支給す。

五、請負労働制を廢除す。

六、労働保険法を制定し、並に工人失業保険・工業保険及死亡保険機關を設く。

七、勞資仲裁會を設け、以て雇主と工人との衝突を調停し、成るべく工人の正當要求を満足せしむるに力め、特に適當なる賃銀を規定するに注意す。

八、工人の住居を改良し、並に其衛生に注重す。

九、勞工・補習學校及工人子弟學校を設立し、以て工人の普通智識及職業技能を増進す。

一〇、工人の消費組合事業を獎勵扶助す。

九、軍人に關するもの

一、本黨第二次全國代表大會の決議案を勵行し、士兵の生活を提高改良す。

二、退伍軍人待遇條例を制定す。

三、殘廢軍人待遇條例を制定す。

四、陣亡將士の家族撫卹金を從優規定す。

五、在營中職業教育を受け、以て退伍の後生活を計るに資せしむ。

六、下級官長と兵士の給料は毎月十分に支給し、軍官が兵士の給與を侵蝕延滯することを嚴懲す。

十、華僑（在外國支那人）に關するもの

一、法を設け、華僑をして居留地に於て同等の待遇を受くるを得せしむ。

二、華僑の子女にして歸國求學する者には、相當便宜を與ふるを要す。

三、華僑にして歸國の上實業を經營する者には、特別の保護を與ふるを要す。

#### 第四 獨務進歩の方針

黨務の進歩發達を期する爲には、民國十五年一月の中國々民黨第二次全體會議の決議中、左の如く中央黨務報告決議案を發表して居る。

(一) 過去兩年中黨の組織及宣傳工作の擴大、黨員數の增加、黨の權力漸次集中、黨の政策日に民衆化に趨き、第二次全國代表大會は此等の點に對して認めて滿意となし、黨員の活動方面に在つては、每箇實際問題中間に於て海關收回運動・沙面工人抵制苛例罷工運動・商團叛變・楊劉の叛變より東南征一切の反革命肅清の役、省港罷工帮助、各種運動に至る迄、皆黨の組織力量を表

現し、更に先總理本黨を改組するの意見と、夫の第一次全國代表大會決定の宣言政綱及政略とは、完全に中國の現状に適合することを證明するに足る。今後吾黨全體の同志は、應さに仍ち此方針に依り、益々努力を加へて以て實現を求む。

(二) 以前各地執行部の設立は、原ど黨務を督促する爲に便利進行し、現存せるものは正式省黨部十二處・特別市黨部四處。臨時省黨部九處あり、新疆・雲南・貴州を除くの外、黨組織は幾んど全國に遍くして、過去兩年中各地執行部は、北京執行部を除くの外は啻に成績甚だ少きのみならず、且つ時に工作を妨害するあり、時勢及事理を以てせば、均しく繼續存在の必要なし、以後黨務の進展を督促するに至つては、應さに下記規定に依り之を行ふべし。

甲、中央黨部直接に各省區黨部及各特別市黨部を管理す。

乙、中央黨部内の各部は、直接に各省區黨部及特別市黨部内の各部と密接關係を發生すべし。丙、各省區黨部及海外總支部の地位を增高し、並に各省區黨部及海外總支部の職權を擴大し、各省區黨部及海外總支部をして各該省區内及海外の各種問題に對し、本黨の主義及政策に違背せざる條件の下に解決の權あらしむ。

丁、國民政府所在地に政治委員會を設置するを除くの外、各重要地點に必要あるときは、中央執行委員會黨務委員會の許可を得て政治指導機關を分設することを得。

戊、適當地點に於て交通局を設立し、専ら交通及命令の傳達と宣傳品の輸送とを司らしむ。

(三) 特別黨部は特別情形の需要あるに非れば設立するを得ず、若し軍隊工廠等特別情形あり、特別黨部設立の必要あるときは、行政機關各黨員は隨時能く所在地の黨部に入するに至れば、則ち此必要なし。各種特別黨部は應さに統一組織あるべく、並に其性質範圍に依りて各級黨部に隸屬し、以て特別黨部が省黨部及特別市黨部に等しきの錯誤を改正す。軍隊の特別黨部は應さに黨代表の指揮を受け、同時に並に黨代表の職權を確定すべし。

(四) 工農群集は國民革命の主力軍たり、已に過去兩年中に於て完全に實證す、本黨は農工扶植の政策に基き、以後應さに力を多く農工組織に致し、吾黨基礎の勢力を擴大すべし。

(五) 區分部は本黨の基礎組織たり、其習練及工作上の關係に於て極めて重し、應さに十分注意し、之をして黨内に在つて訓練機關となし、黨外に在つて活動の核心となし、以後各級の黨部如何を論せず、必ず須らく一定時間に開會し、每時會談中更に政治報告を爲し、以て黨員の政策知識を提高し、黨の政策及實際の工作を接受するに易からしむ。

(六) 革命的生活には只團體あつて個人なし、個人一切の行動は均しく黨の指導と訓示とを受くべく、以降全體の黨員は此に注意すべし。凡そ政治的及黨務的言論を發表するときは、本黨の政策及決議と抵觸すべからず。凡そ研究的社會を創立するものあるときは、必ず須らく該地最高

(七) 黨部の許可を得べし。

- (七) 紀律は黨生命の寄托する所、故に必ず森嚴なるべし。以後凡そ總理の遺囑・第一、第二次全國代表大會及中央各黨部の決議に違反する者は、應さに總章の規定に依つて之を懲戒すべし。
- (八) 革命勢力の集中は國民革命を促進する成功の不二原則たり、故に先總理共產黨員の本黨に加入し共同努力するを容納する所以とす。以後凡そ此の類の爭議あれば、須らく黨部の指揮及監督下に在つて公開的形式を用ひて共同討論し、務めて一切の誤解をして合理と満足との解決を得せしめ、惟感情攻訐的行爲あり、危を革命勢力集中の根本政策に及すべからず。

### 第五 黨員の紀律維持

黨員の紀律に關しては、中國々民黨總章の第十一章に於て左の如く之を規定して居る。

第七十四條 凡そ黨員は紀律を恪守し、入黨後は黨章を遵守し、黨義に服從し、其本黨執政地方及軍事時期に在つては、最も厳に遵守すべく、黨内の各問題は各自由に討論すべきも、一度決議を経たるときは、即ち一致進行すべし。

第七十五條 凡そ本黨の決議を執行せざる者、本黨の章程を破壞する者、本黨の黨義及黨德に違反する者は、黨内懲戒或は公開懲戒並に黨報上に詳細に掲載し、及暫時或は永久に黨籍より除く、已に黨籍を除かれたる黨員は、本黨執政地方の政府機關に服務することを得ず。

若し地方全部に於て前記行動ある者は、(甲)全部の黨員に對し再び登記し、分別して之を取捨す、(乙)全部を解散し並に黨報に掲載す。

第七十六條 凡そ黨員個人或は全部彈劾せられしあとは、該部監察委員會に於て詳細に審査し、該部執行委員會に依り、判決處分す。執行委員會の處分に對して不服なるときは、上級執行委員會及全國代表大會に控告することを得。但し全國代表大會が意見を表示せざる以前には、此處分は仍ち執行するを得べし。全國代表大會は個人或は全部を判決し、黨籍を恢復す、但し中央執行委員會の執行せざるときは、此判決は仍ち效力を發生せず。各級黨部彈劾せられたる時は、上級黨部監察委員會は詳細に審査したる後、上級黨部執行委員會に依り判決處分す。

民國十三年一月國民黨第一次代表大會の決議案には、紀律問題に就て左の如く聲明して居る。

吾黨國民革命の目的を達せんと欲せば、群衆の政黨を成す、則ち亦全く此等黨員個人の自律精神に依る能はず、革命的群集政黨は須らく普及的強逼的紀律あるべし。此等政黨の組織性質は、本と紀律を離れて存在する能はず、故に紀律は實に革命勝利第一の必要條件となす。

大會は國民黨の組織原則を以て當さに民生主義的集權制度と爲す。黨員毎に既に享有すべき權利あり、亦盡すべき義務あり、黨内一切問題の決議及黨外政策の確定に參與し、各級黨務執行の機關を選舉するは、此權利なり、此等全黨々員は共同討論決議及選舉に參與するの制度は、即ち民生主

義の實行を保證する所以とす、討論既に終了を經、執行機關既に議決を經て、凡ての黨員は均しく此等決議案或は命令を遵守し、並に之を實行するの義務あり、是れ即ち所謂政黨的集權制度とす。

吾黨夙に國民革命の宗旨を抱き、政權を取得し、三民主義の實行を求める所欲するも、若し民主集權の組織及紀律なくば、則ち必ず勝利を得ず、組織の政黨なくば、無政府主義者の俱樂部に等しく、決して民衆の先鋒隊に非す、決して又民族解放の爲に奮闘する能はず、故に亦決して政黨と成るを得ず。

國民黨未だ政權を得ざる處には、黨と國家と異なるあり、既に黨員を強逼し、其自己決議する所の法律に服従せしむるの方法なし、又警察軍隊の強制權力紀律執行の法なく、唯黨員と道德上名譽上に制裁或は章程施行上規定する所の訓練辦法あるのみ、國民黨已に政權を得る處には、則ち紀律執行の法又道德上名譽上の制裁に限らず、既に政權を得ば、黨員の行動之を其他の地方に比せば、當さに尤も責を負ふべく、黨の紀律亦當さに更に嚴格を加ふべし。此等地方若し黨員紀律に違ふものあれば、則ち其影響殊に之を等閒視すべきに非す、黨真正の指導權及黨戰鬪力を保證する見地よりせば、此國內戰爭期間内に在つては尤も重要とす。大會は特別に此等地方紀律執行の法を規定し、道徳上名譽上の制裁を除くの外、當さに加ふるに強制的辦法を以てし、免職・調任・暫時的或は永久的出境・驅逐其他の方法に及び、監察委員會擬議し、中央當さに加ふるに斟酌を以てし、之を執行する。

べきなり。唯中央懲戒を受くるの黨員は、亦全國大會に要求し、重ねて審察を加ふべし。

黨員の黨章を承認し、即ち其紀律を承認するは、兵士の盟誓と異なるなし、故に紀律を破壊する者は、啻に戰時の叛兵降將のみにあらず、大會は紀律問題を認めて非常に重要とし、以後黨中に遇々黨員が紀律を破壊し或は主義に違背せば、當さに最嚴厲の制裁を加ふべし。

從つて其後十五年九月には、下の如く黨員背誓條例を公布して居る。

第一條　黨員誓言に違背して不法行為を爲す者は、情形を分別し、刑律に按じ、一等以上を加へて之を處罰す。

黨員官職に任じて宣誓せざる者は、已に宣誓したものとして論ず。

第二條　黨員革命に反し内亂を謀る者は、既遂未遂を分たず、一律死刑に處す。

第三條　黨員職權を以て金融を操縦し、自己又は他人の爲に利を圖りたる者は死刑に處し、其財產を沒收す。

第四條　黨員舞弊し庫金を侵呑し、一千元以上のものは死刑に處し、並に其財產を沒收す、但し公

費に移し彌補の必要を認めたるときは、本條を適用せず。

第五條　在職の黨員黨義に違背し、罪を犯す者は、永遠に黨籍より除名す。

第六條　黨員の犯罪を知つて舉發せざる者は、常人は違警法に依つて處罰し、黨員は從犯を以て論

す。

第七條 黨員にして死刑に處せらるゝ罪を犯したるときは、中央執行委員會に依り臨時法庭を組織し、之を審判す。

第八條 本條例は中央執行委員會の議決を経て、國民政府より公布施行す。

支那の國民革命と國民政府 第一編 終

終